

税務課からのお知らせ

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している人へ

所得の申告は済みましたか？

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している人は、所得の有無に関わらず世帯全員の所得の申告が必要です。申告をしていないと、

- ▼保険税（料）の軽減が受けられない。
 - ▼高額療養費などの算定時に、自己負担限度額分が高くなってしまう。
 - ▼入院時の食事代が減額されない。
- などの不都合が生じる場合があります。

住民税の申告は、税務課、各総合支所・出張所でお早めに済まされますよう、お知らせします。

なお、収入が公的年金（国民年金等）または給与

のみの人は、申告をしなくてもよい場合もありますので、ご不明な点等ありましたら、税務課までお問い合わせください。

申告に必要なもの

- (1)令和6年中の所得・控除額がわかるもの（源泉徴収票・生命保険の払込証明書等）
- (2)本人確認書類
 - ・1枚の提示でよいもの（顔写真付き）
…運転免許証、マイナンバーカード等
 - ・2枚以上の提示が必要なもの
…被保険者証、年金手帳等

非自発的失業者の方は国民健康保険税が軽減されます

勤務先の倒産や解雇等により離職を余儀なくされた方は、失業（離職）から一定の期間、国民健康保険税が軽減されます。（軽減には申請が必要です）

対象者（次の全てにあてはまる人）

- (1)雇用保険受給資格者証の離職年月日が、令和2年3月31日以降であること
- (2)離職日において、65歳未満であること
- (3)雇用保険受給資格者証の「離職理由コード」が「11・12・22・23・31・32・33・34」のいずれかであること

適用される期間

離職日の翌日から、翌年度末までとなります。（※再就職して国民健康保険以外に加入する場合は、そ

の時点までとなります）

軽減の算定方法

対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定します。（給与以外の所得、対象者以外の被保険者の所得、対象期間外の所得については、100/100として算定します）

申請に必要なもの

- (1)雇用保険受給資格者証もしくは雇用保険受給資格通知
- (2)対象者の個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）
- (3)窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証等）

申請場所 税務課、各総合支所・出張所

問い合わせ 税務課 課税第1班 ☎ 0820-74-1008

町税の納付は「便利、確実、安心な口座振替」をご利用ください

対象となる町税

- ・町県民税（普通徴収分）
- ・固定資産税
- ・軽自動車税（種別割）
- ・国民健康保険税

申し込み手続きの方法

申込用紙は、取扱金融機関の町内の店舗に備え付けていますので、その場で必要事項を記載のうえ、お申し込みいただけます。

なお、町外の店舗には備え付けていませんので、あらかじめ税務課にご連絡をいただければ送付いたします。

取扱金融機関

- 山口銀行、北九州銀行、西京銀行、山口県農業協同組合、山口県漁業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局
- 手続きに必要なもの
- ・預貯金通帳（口座番号を確認できるもの）
- ・預貯金通帳の届出印

問い合わせ

税務課徴収対策班

☎ 0820 (74) 1031